

広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年六月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

#### 広島県規則第七十一号

##### 広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

広島県建築基準法施行細則（昭和五十三年広島県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の二の見出しを「（磁気ディスク等による手続）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条に次の一項を加える。

2 省令第十一条の三第一項及び第二項の規定により知事が定めるものは、同条第一項又は第二項に定める書類又は図書に明示すべき事項を記録したフレキシブルディスクとする。  
第十三条第四項中「第十条」を「第十条第三項」に改める。

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。